平成２２年（再イ）第７号
岩手県久慈市田高１丁目69番地１
再生債務者　田中　昌之
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月28日　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（再イ）第６３号
神奈川県厚木市旭町１丁目10番２号
再生債務者　青山　正和
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年２月28日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２３年（再イ）第２号
熊本県上益城郡山都町馬見原127番地
再生債務者　間　　末洋
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年２月28日
熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
札幌市中央区南７条西９丁目1028番地20　アクアⅢ305号
再生債務者　高橋　秀樹
１　決定年月日時　平成24年２月29日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月21日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月４日から平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号
愛媛県西条市丹原町古田甲248番地７
再生債務者　渡部　繁久（旧姓宮瀬）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月26日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月４日から平成24年４月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（再ロ）第１号
長野県岡谷市幸町７番13号　都野守英美方
再生債務者　田畑　匡介
１　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年３月28日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月11日から平成24年４月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―34―506
再生債務者　星　　義直
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年３月21日まで
平成24年２月29日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第９号
沖縄県那覇市首里大中町２丁目５番地７
再生債務者　仲村　寛孝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年３月27日まで
平成24年２月28日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第４号
青森県弘前市大字茂森新町１丁目８番地14
県営住宅１－４－４号
再生債務者　澤田　明人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月６日　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（再ロ）第９号
岡山市北区西之町１番11号　セゾン東安原102
再生債務者　中村　桂子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月29日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１７号
京都市山科区御陵大津畑町23番地11パインベルテ御陵205
再生債務者　松嶋　房枝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第５号
兵庫県川西市丸山台１丁目４番地の３　Ｄ―203
再生債務者　西原　照義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年２月28日　神戸地方裁判所伊丹支部

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成24年３月８日　　神奈川県教育委員会
１　失効した免許状
⑴　種類及び授与番号
ア　中学校教諭一種免許状　外国語（英語）　昭56中１第3151号
イ　高等学校教諭一種免許状　外国語(英語)　昭56高１第3201号
⑵　授与年月日及び授与権者
昭和56年３月31日　東京都教育委員会
⑶　本籍地　山口県
２　失効年月日　平成24年２月２日
３　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
４　失効の対象となった者の氏名　松本　秀次

高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第22条第１項第１号の規定による指定輸入検査機関を次のとおり指定したので、同法第74条の２第１項第１号の規定により、公示する。
平成24年３月８日
千葉県知事　鈴木　栄治
１　名称　社団法人千葉県高圧ガス保安協会
２　所在地　千葉市中央区中央港１丁目13番１号
３　指定年月日　平成24年２月28日

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、甲については平成二十四年二月十七日に終了しており、乙については平成二十四年二月十六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十二月二十二日
掲載頁　一八六頁（号外第二七九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年十二月二十二日
掲載頁　一八七頁（号外第二七九号）
平成二十四年三月八日
兵庫県尼崎市西長洲町二丁目二番五五号
（甲）株式会社ヤマオカ
代表取締役　岡邉　博昭
山口県下関市豊北町大字粟野四九四二番地
（乙）株式会社ヤマオカ下関
代表取締役　岡邉　博昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年三月八日
東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目六番八号
四〇一　合同会社武道エクスポート
代表社員　ドゥラジュ　ジョルディ